

建設業



建設産業の
今を伝え未来を考える

9

Sep. 2018

No. 501

特集

「地域建設業に・効く・i-Construction」 調査結果について



社長の責任! 従業員のための就業規則 ～雇用形態に合わせた有給休暇～



ある日の社長室での会話



和歌三社長

6月29日に「働き方改革関連法」が成立したね。



石頭部長

我が社は就業規則もちゃんとしているし、問題なのは残業時間の管理ぐらいです。5年後までに残業時間を年間720時間以内に収める体制にすれば良いわけです。

和歌三社長

そうか…他にも問題があるかもしれない。ちょっと事務方に聞いてみよう。

賢説課長、ちょっと聞きたいことがあるので急いで社長室に来てもらえるかな。

石頭部長

和歌三社長

賢説課長、「働き方改革関連法」が成立したことで、会社として気をつけることは残業時間だけで良いのかな?



賢説課長

残業時間の軽減も必要ですが、私が気になっているのは、有給休暇の件です。

石頭部長

有給休暇!? そんなの取る社員なんて、やる気が感じられないな。

石頭部長、それは偏見ですよ! 大切なのは、社員一人一人の働くこと(ワーク)と生活(ライフ)を大切に、みんなが楽しく働ける環境を整えていくことです。

賢説課長

和歌三社長

そうか、取り急ぎ検討することはあるかな?

はい、社長! まずは就業規則が法律に沿っているかを確認する必要があります。社員の有給休暇取得日数によっては、企業側に罰金が課せられる場合があります。

賢説課長

ポイント 1

「働き方改革関連法」では、10日以上の有給休暇が付与される労働者に対し年次有給休暇を最低5日消化させることが、2019年4月より企業に義務付けられ、達成できなければ、働き手1人あたり最大30万円の罰金が課せられます。
(※表: 所定労働日数・時間と有給休暇日数参照)

石頭部長

なんだ、そんなことか。それだったら、有給休暇で夏休みと冬休みを取らせよう!

問題は、パートや日給月給の社員も有給休暇を消化しなければなりません。

賢説課長

石頭部長

おいおい、そんなこと初めて聞いたぞ!

パートや日給月給を含めた労働者の有給休暇は「労働基準法39条」で定められています。

賢説課長

ポイント 2

採用日から数えて6ヶ月間労働契約が継続し、その全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日間の年次有給休暇を与えなければならない。ここで、注意点は「労働契約が継続し」というのは、1年契約を3回更新すれば「実態として3年以上継続している」と見なされ有給休暇も増加させていくことが必要になるということです。(※表: 所定労働日数・時間と有給休暇日数参照)

和歌三社長

賢説課長、そこは重要だね。この件については君に任せるから、きちんと対応を頼んだよ!



老舗 和歌三

45歳。思いやりと決断力がある若手社長



石頭 一徹

55歳。会社一筋37年。頑固一徹、根はやさしい工事部長



賢説 真面目

40歳。経理・総務のベテラン。袋小路君と良いコンビ



超勤 和夫

40歳。几帳面な工事課長。袋小路君の天敵



原案作成

手島 伸夫

一部上場建設会社に34年勤務して、社長室次長、ISO品質保証システム部長を歴任。中小企業診断士、社会保険労務士、1級土木施工管理技士

本シリーズは中小建設産業の働き方改革を成功に導くため、働いていて楽しい職場を作り、生産性を高める「就業規則の整備」の推進を目的として、大都市の郊外にある老舗建設会社（従業員50名）を舞台とした従業員の会話形式で就業規則に関する疑問やポイントを説明します。

※就業規則は、労働基準法では常時雇用する労働者（正社員・契約社員・パート）が10人以上の場合、就業規則を作成して労働基準監督署への届出が必要とされています。

スクリプト

廣津 栄三郎

一部上場建設会社に37年勤務して、技術営業部長や関連会社の社長を歴任する。技術士、測量士、工学博士



賢説課長が事務室に戻る



賢説課長

袋小路くん、ちょっといいかな？パートや日給月給の社員に年次有給休暇を与えるようにしなければならないのだけど、就業規則の記載がどうなっているか、確認してみてくださいか？

課長、現在の就業規則には、パートや日給月給の社員についての規定がありません。



袋小路君

賢説課長

なるほど、労務新仁君（日給月給）や有給ありさん（パート）が有給休暇を認識できない状態ということか。

調べたところ「労働基準法39条の3項」に、パートや日給月給の労働者も働いている時間や日数によって決められていることがわかりました。

袋小路君

※表：所定労働日数・時間と有給休暇日数

週の所定労働時間	週の所定労働日数	年間の所定労働日数	勤続期間						
			6か月以上	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
30時間以上	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
30時間未満	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

ポイント 3

所定労働日数・時間と有給休暇日数

- 30時間以上 ①：正社員と同じ有給休暇日数
- 30時間未満 ②：週所定労働日数5日以上、または年間所定労働日数217日以上の場合は、正社員と同じ有給休暇日数
- ③：②以外の場合は、労働日数に応じて決定する

賢説課長

それでは、うちで働いているパートの有給ありさんの場合はどうなるのかな？

彼女の場合は、労働日数に応じて有給休暇日数を決定する③に該当します。

袋小路君

ポイント 4

有給ありさんの働き方と有給休暇 雇用形態：パート 出勤日：月・火・水 勤務時間：4時間 時給：〇〇〇円

有給休暇を取得できるのは、本来の出勤日である「月・火・水」のみである。

有給を取得した場合の賃金は「時給〇〇〇円 × 4時間（1日の労働時間） × 有給取得日数」となる。

賢説課長

袋小路くん、よく調べたね。

ありがとうございます。働きやすい会社にするためには、各雇用形態に対応した就業規則が必要になりますね。

袋小路君

賢説課長

そうだね。そんな君に、「パート関係の就業規則」の原案作成をお願いしたいのだけど、良いかな？

えー！私が作るのですか！（忙しくなりそうだな・・・トホホ・・・）

袋小路君

賢説課長

有給休暇をきちんと取れることは、働きやすい・働きたいのある職場づくりの為にとても大切なだよ。そうだ、せっかくだから勤怠さんと相談して作ってほしいか？ それでは頼んだよ！



勤怠 みはる

28歳。入社10年、実務に詳しい事務員



袋小路 カイト

25歳。時々ボカをするが、仕事熱心な事務員



有給 ありさ

工事部・建設技能者（パートタイム）



労務 新仁

工事部・建設技能者（日給月給）